

情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）

1 目的

この要領は、福岡市（以下「本市」という。）が発注する建築工事及び設備工事において、情報通信技術（ICT）を活用し、工事における書類などの情報を交換・共有することにより、業務の効率化を図るため、情報共有システム活用の試行に関し、必要な事項を定める。

2 定義

(1) 情報共有システム

情報共有システム（以下「システム」という。）とは、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。

(2) 工事書類

工事書類とは、公共建築（改修）工事標準仕様書やその他本市基準等に基づき作成される、工事の施工に伴い必要となる書類全般をいう。

(3) 工事帳票

工事帳票とは、工事書類のうち、様式が定められたものをいう。なお、帳票（鑑）は、システム上において提出の際の表紙となる帳票をいい、システム上で作成することができる。

3 対象工事

対象工事は、全ての建築工事及び設備工事とし、受注者が希望する場合にシステムを利用するものとする。

4 システム

(1) 機能要件

使用するシステムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」を満たすものとする。ただし、以下については本市の仕様とする。

- ・システム利用者の構成
- ・「発議機能管理機能」における工事書類のフォルダ分類
- ・「帳票（鑑）作成機能」で作成する帳票（鑑）

※詳細については『情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）』による。

※また、「工事書類等入出力・保管支援機能」における営繕工事電子納品要領対応機能は本市では対象外とする。

(2) 契約

発注者及び受注者が使用するシステムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

(3) 費用負担

システムの利用料金は、受注者負担とする。

5 工事書類の原本性

システムで発議し処理を行った工事書類については、紙への記名押印又は署名等と同等の取扱いとする。

6 データの提出

受注者は、システム上で共有した工事書類を電子媒体（CD-R 等）により工事監督課へ提出する。提出部数は 1 部とする。

7 検査

(1) 現場検査

従来通りの方法での検査とする。

(2) 書類検査

原則、電子成果品については電子検査、紙成果品については紙検査とする。

指定部分完成検査、出来高検査及び中間技術検査も同様とする。

(3) 検査の準備

- ・検査に用いるパソコン等の機器は、原則として受注者が準備する。
- ・時間短縮のため、あらかじめデータを電子媒体（CD-R 等）からハードディスクに読み込んでおく。

8 工事成績評価

試行にあたり、システムを活用した工事については、「創意工夫・その他」において、1.0 点加点する。（なお、令和 2 年 5 月 12 日付 財検第 65 号「新型コロナウイルス感染症対策における工事成績評価の取り扱いについて（通知）」と重複する加点は行わない。）

9 情報管理

受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 工事情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の順守

10 その他

本要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

付則

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。